

行方市天王崎観光交流センター

平成 25 年
4 月オープン！

行方市の観光交流の拠点として、情報を発信するとともに、特産品の展示、PR販売を行い、行方市に訪れる方々や市民に交流の場を提供しながら、観光の振興や市民活動の促進を図る施設を建設しています。麻生天王崎地区の「白帆の湯」に併設して建てられており、施設の目の前には現在砂浜整備も進められています。周辺施設も活用しながら、湖水浴のあった以前のような賑わいを取り戻し、多くの方に利用される施設を目指します。



1 階のオープンギャラリーでは、市内特産品や開発商品などのPR、販売を行うとともに、朝市など市民が積極的に参画できるスペースをつくり、また、軽食・喫茶のできるカフェラウンジコーナーもつくり、地場産品の料理教室や食のイベントにも活用できるようにしています。

2 階には多目的室や活動室・会議室を備え、地域の集会やボランティア活動、レクリエーション、軽スポーツ活動にも利用できます。屋外には足湯やテラス、野外ステージを備えています。3 階の屋上デッキからは、霞ヶ浦の夕日や帆引き船が眺められ、砂浜では、ビーチスポーツや裸足ランなど様々な楽しみ方ができます。

この施設は全てバリアフリー化し、障がい者にも優しい施設となっており、災害時には避難所としての機能も果たします。



○行方市天王崎観光交流センター愛称募集○

募集期間 12月3日(月)～1月4日(金)

選定方法 行方市天王崎観光交流センター愛称選定委員会にて選定

発表 1月中旬に行方市ホームページにて発表

表彰 4月上旬(オープニングイベント開催日)

賞品 白帆の湯年間パスポート、行方市の特産品等

応募方法 ハガキ又は指定の応募用紙にて、下記事項を記入し応募してください。(1通につき1案)①愛称案、②愛称の説明、③住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号、⑦職業又は学校名(学年)
※応募用紙は、行方市HPからダウンロードしてください。
※郵送、ファックス、メールにてご応募ください。

応募規定

- 1) 応募名称の著作権、商品化権、その他一切の権利は行方市に帰属します。
- 2) 応募名称は自作かつ未発表のものに限ることとし、商標権等に関する問題が発生した場合、応募者の責任とします。
- 3) 一人3案まで応募できます。
- 4) 採用名称とともに、「氏名」をホームページで公表する場合があります。
- 5) 応募内容に不備がある場合は、無効とする場合があります。
- 6) 採用する作品は、修正して使用場合があります。
- 7) 応募された名称又は個別の得票数については、公表しません。
- 8) 個人情報行方市において適切に管理し、愛称募集に必要な業務のみに使用し、それ以外の目的での使用することはありません。

応募先 商工観光課(北浦庁舎) 〒311-1792 行方市山田 2564-10
TEL 0291-35-2111(内線 219) FAX 0291-35-3258
メールアドレス name-shokan@city.namegata.lg.jp

年末年始ごみ収集・一般ごみの受け入れについて

環境課（北浦庁舎）
環境美化センター
☎ 0291-352111
☎ 0299-721853

12/24（月） （振替休日）	麻生地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるゴミ以外は、収集しません （美化センター休業日）
12/27（木）	麻生地区（ごみ収集最終日）
28（金）	玉造地区（ ” ）
29（土）	北浦地区（ ” ） ※美化センター・一般受付：午前11時30分まで
12/30（日） ～1/3（木）	美化センター休業期間
4（金）	玉造地区（ごみ収集開始日） ※美化センター・一般受付：午前9時～
5（土）	北浦地区（ごみ収集開始日）
7（月）	麻生地区（ ” ）



12月25日（火）～29日（土）、
美化センターは相当の混雑が
予想されます。年末の大掃除
等によるごみは、できる限り
お早めに搬入されますようお願いいたします。

年末年始の休業、休館のお知らせ

市役所	12/29（土）～1/3（木） 出生、婚姻、死亡届等は受け付けます※死亡届の場合は事前にご連絡ください
公民館	12/29（土）～1/3（木）
図書館	12/28（金）～1/3（木）
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	12/28（金）～1/4（金）
麻生衛生センター	12/30（日）～1/4（金）
玉造有機肥料供給センター	12/29（土）～1/6（日）
ストックヤード 閉鎖について	通常は土日のみ開所していますが12/30（土）31（日）は閉鎖となります
あそう温泉 「白帆の湯」	年末年始は休まず営業
北浦荘	年末年始は休まず営業
霞ヶ浦ふれあいランド	12/29（土）～12/31（月） ※年始は営業
観光物産館 こいこい	1/1（火）～1/3（木） ※年末は営業

12/16
（日）

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査投票日

- 投票時間 午前7時～午後6時
- 投票所 市内24カ所
- 投票入場券 投票所入場券は、世帯単位（1通6名まで）にハガキで郵送します。当日は1枚ずつ切り離して投票所へお持ちください。
- 期日前投票等 投票日に仕事やレジャー、買い物、入院などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票または不在者投票ができます。
- 期間 衆議院議員総選挙
12月5日（水）～12月15日（土）
最高裁判所裁判官国民審査
12月9日（日）～12月15日（土）
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 行方市役所 各庁舎
※入場券を持参してください。

◇病院等（県からの指定施設）での不在者投票を希望される方は、投票手続きに数日を要するため、早めに施設代表者へその旨をお伝えください。

■開票

- 日 時 12月16日（日）午後8時から
- 場 所 北浦中学校体育館
- 臨時電話 0291-35-3866

※選挙速報について、午後5時15分以降、選挙本部は行方市役所麻生庁舎から行方市立北浦中学校体育館へ移動しますので、それ以降のお問い合わせは上記連絡先へお願いします。

【問い合わせ先】

行方市選挙管理委員会
（麻生庁舎総務課内）
TEL 0299-72-0811



時代を創る
あなたの一票

障害をお持ちの方のために 各種手当てのお知らせ



手当の種類	支給対象	障害程度	支給額
特別児童扶養手当	20歳未満で身体や精神に障害のある児童を、在宅で養育している父母等	○身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部（下肢障害）の身体障害 ○療育手帳④、A、B程度の知的障害または同程度の精神障害	1級 50,400円(月額) 2級 33,570円(月額)
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害児で、日常生活が著しく制限され、介護を必要とする状態の方	○身体障害者手帳1級程度の身体障害 ○療育手帳④程度の知的障害 ○精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障害	14,280円(月額)
在宅障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害児を養育している父母等（ただし、障害児福祉手当の受給者は除く。）	○身体障害者手帳1級、2級 ○療育手帳④、A ○精神障害者保健福祉手帳1級 ○特別児童扶養手当1級	3,000円(月額)
特別障害者手当	身体や精神に重度の障害を有するため、常時特別な介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の方	○特に重度の肢体不自由によって日常生活に必要な動作をとることがほとんど出来ない方や、重度の身体機能障害や知的障害、精神障害が複数ある方など	26,260円(月額)

【問い合わせ先】社会福祉課（玉造庁舎） Tel 0299-55-0111

介護マークを

配布しています

下記のマークを紙（水に濡れても破れない合成紙）に印刷し、縦69mm×横97mmサイズで、首からかけられるストラップ付きケースに入れて配布します。※数量に限りがあります。

こんなときに

- ・公共のトイレなどに付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するときなどの介護をしていることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき

配布対象者

- ・行方市に住所を有する介護の必要な高齢者、障がい者等を介護する方
- ・行方市に所在のある施設事業所・福祉関係団体等の介護職員

配布場所

介護福祉課（玉造庁舎）
総合窓口課（麻生・北浦庁舎）

【問い合わせ先】

介護福祉課（玉造庁舎）
Tel 0299-55-0111



農業委員会委員選挙人名簿への登載申請ができます

行方市農業委員会委員の選挙人名簿を調製するため、12月に「選挙人名簿登載申請書」を配布しますので、下記の要件に該当する方は、平成25年1月10日（木）までに提出してください。

【登載の要件】

- 行方市に住所を有する年齢満20歳以上の者（平成5年4月1日以前に生まれた者）で次のいずれかに該当する方
- ① 10アール以上の農地につき耕作業務を営む者
 - ② ①と同居する親族またはその配偶者で、その耕作日数がおおむね60日以上の方
 - ③ 10アール以上の農地につき耕作業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主で、その従事日数がおおむね60日以上の方

【申請書の配付】

区長・班長依頼による各戸配付↓各班長に提出してください。資格を有する方で申請書の届かない場合は、お手数でも左記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

選挙管理委員会（麻生庁舎）
Tel 0299・72・0811
農業委員会事務局（北浦庁舎）
Tel 0291・35・2111

還付金詐欺にご注意ください

茨城県内において、医療費の還付を名目とした還付金詐欺が相次いでいます。

【還付金詐欺の被害に遭わないために】

- ・医療費等の還付や高額療養費の支給について、ご本人からの申請書や、市役所からの通知が無いのに、電話だけで連絡することは絶対にありません。
- ・市役所等が、医療費の還付や高額療養費の支給、税金等の手続のためにATMの操作を求めることは絶対にありません。
- ・還付金等の電話があった場合には、市役所等に電話連絡して事実かどうか確認してください。
- ・ATMの操作を求める電話や手紙は「詐欺」と考え、相手が伝えた電話番号には連絡せずに、すぐに最寄りの警察に相談してください。

不審な電話があった場合は、市役所

国保年金課窓口、茨城県警察の左記お問い合わせ窓口にご相談ください。

【問い合わせ先】

国保年金課（玉造庁舎）
Tel 0299・55・0111
茨城県警察振り込め詐欺対策室
Tel 029・301・0074

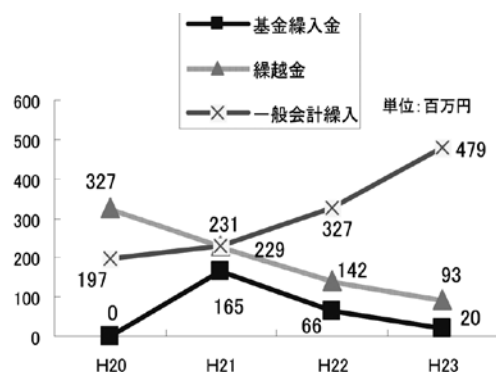
シリーズ 国民健康保険

国保の財政危機を救うのは国保税の期限内納付です

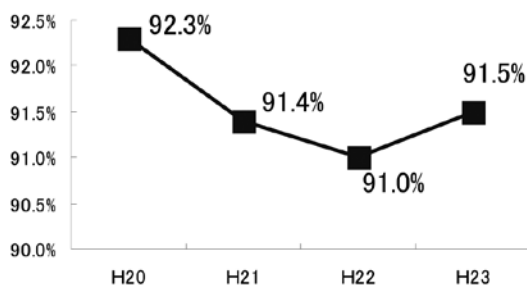
国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人が加入して、ケガや病気の際の医療費を支払うためのものです。医療費を支払う財源が国保税です。その年の医療費を見積り、国保税として納付していただいています。

国保税の未収金は累計で約4億円を超え、会計の単年度収支は毎年赤字で、財政危機状態です。前年度の繰越金や支払準備基金を繰入して運営しています。また、市の一般会計からの繰入金を増額してもらっています。国保加入者の医療費の支払いには国保加入者で賄うのが本来です。他会計からの援助は好ましくありません。

加入者のための相互扶助をご理解いただき、国保税は必ず納付してください。未収金が減少していけば、国保の危機を救えるのです。国保税は財源の大黒柱です。加入者の皆様のご理解をお願いします。



現年度分の収納率推移



国民年金

一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに

○ 保険料の一部免除 ○

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります（半額免除は平成14年4月から、4分の3免除と4分の1免除は平成18年7月から導入されました）。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といいます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまいますので、注意が必要です。

4分の3免除の場合

保険料の4分の3免除というのは、毎月の保険料の4分の3が免除されるものですが、残りの4分の1の保険料は必ず納めなければなりません。

平成24年度の場合では、4分の3免除を受けると月額11,230円が免除され、残りの3,750円を納付しなければなりません。この3,750円の保険料を毎月納付しないと4分の3免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

半額免除の場合

保険料の半額免除というのは、毎月保険料の半額が免除されるものですが、残りの半額の保険料は必ず納めなければなりません。

平成24年度では、半額免除を受けると月額7,490円が免除され、残りの7,490円は納付しなければなりません。この7,490円の保険料を毎月納付しないと半額免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

4分の1免除の場合

4分の1免除というのは、毎月の保険料の4分の1が免除されるものですが、残りの4分の3の保険料は必ず納めなければなりません。

平成24年度では、4分の1免除を受けると月額3,740円が免除され、残りの11,240円は納付しなければなりません。この11,240円の保険料を毎月納付しないと4分の1免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

○ 保険料の納期限 ○

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 TEL 029-227-3251 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

税金のお知らせ

今月の税金

市・県民税 第4期
国民健康保険税 第6期
納付期限（口座振替日）
は12月25日です。

納付期限のお忘れにご注意を！

※今月の納付期限は25日ですのでお忘れのないようご注意ください。

不動産公売の案内

市では、差押不動産の入札による公売を実施します。参加を希望する方は、下記の内容をよくご確認のうえ、入札してください。また、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでもご覧いただけます。

- 公売日時 平成25年1月29日（火）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 行方市役所北浦庁舎2階第1会議室



■公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価額・公売保証金額
12-1	・行方市井上藤井字六十塚352番 ・畑 837㎡ ・見積価額 110,000円（公売保証金額 20,000円）

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。

■公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階）へお問い合わせのうえ、証明書発行等を受けてください。

■市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811